

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-1
処分の種類	調理師養成施設の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	調理師法施行規則第11条			
処分の概要	調理師養成施設の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	調理師法施行規則第6条による他、別紙に掲げる調理師養成施設の指定に関する事務要領に定める基準による。			
基準の制定根拠	調理師法施行規則第11条			